

記者会見に参加するための事前登録手続について

京都地方検察庁

京都司法記者クラブ又は在阪民放四者京都支局協議会所属の記者以外の方で、当庁の定例記者会見等に参加するためには、事前登録が必要です。

登録を希望する方は、以下により申請をしてください。

1 登録対象者等

次の①ないし⑥の会員社（以下「各会員社」という。）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- ⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

※各会員社に所属する記者の登録は、1社につき3名までとします。

※記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、登録した記者であっても、抽選又は受付順等の適宜の方法で参加人員を限らせていただくことがあります。

2 申請方法

(1) 申請する方は、以下の書類のすべてを郵送にて、京都地方検察庁検察広報官宛に提出してください。（既に他の検察庁へ登録済の記者を除く。）

ア 登録申請書【登録申請書（Excelファイル）】

イ 各会員社に所属する記者は、記者証又は社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者は、外国記者登録証の写し、また、⑧に該当する記者は、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）

※各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5cm×3cm）1枚を添付してください。

ウ ⑦に該当するとして申請する記者は、次の(ア)に掲げるもの、⑧に該当するとして申請する記者は、(ア)及び(イ)に掲げるもの

(ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上）の写し

(イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書【**証明書ひな形（Wordファイル）**】

(2) 既に昨年4月以降に他の検察庁へ登録済（申請中を含む）の方は、次のア、イの書類を京都地方検察庁検察広報官宛に提出（郵送）してください。

ア 登録申請書

イ 各会員社に所属する記者は、記者証又は社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者は、外国記者登録証の写し、また、⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）。

※各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5cm×3cm）1枚を添付してください。

ウ 必要に応じて、別途必要書類の提出を求める場合があります。

3 申請期限

登録の申請期限は、令和6年3月25日（月）（消印有効）です。

4 登録手続完了のお知らせ

申請を行ったものの、登録対象者として認められなかった方には、その旨お知らせします

※登録した方には、お知らせはしません。

5 連絡用メールアドレスの登録

臨時記者会見については、通常、開催1時間前にその旨を通知します。登録していただいた方には、後日、メールアドレスの登録をお願いします。

※各会員社に所属する記者は、当該会員社宛に通知します。

6 個人情報の取扱い

提出のあった個人情報については、当庁の記者会見に参加するための登録手続、記者会見の事務処理上必要な事項以外の目的に使用しません。

なお、当庁に登録申請された方が、他の検察庁にも登録申請した場合で、他の検察庁から当庁に対し、当庁の登録に関する情報について提供依頼があった場合は、その情報を提供することとしますので、あらかじめ同意の上、登録申請してください。

7 登録申請書郵送及び問合せ先

〒602-8510 京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82

京都地方検察庁 検察広報官 宛

電話 075-441-9286（直通）

（メール・FAXでの問合せには応じておりません。）

以 上